公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２５２号
大阪府泉佐野市日根野4091番地―516
債務者　高松　栄藏
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９６１号
大阪府八尾市太子堂２丁目３番16―102号、前住所大阪府八尾市南植松町３丁目32番地の24
債務者　坂倉　法将
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉狩　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３７３号
大阪府交野市寺２丁目27番12号
債務者　石田　洋一
法定代理人成年後見人　瀧尾　健治
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　良之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０２号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘１丁目８番地11
債務者　鍋倉　幹直
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩集　清彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９６１号
大阪府門真市速見町６番２―703号
債務者　平山　清和
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　良平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２８０号
大阪府八尾市八尾木北３丁目132番地
債務者　金沢敦こと　ＫＩＭ　ＤＯＮ　金　敦
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角野　佑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９８号
兵庫県伊丹市寺本５丁目153番地
債務者　山本幸太郎
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３３６号
堺市堺区大浜中町２丁３番２号
債務者　竹内　公子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
茨城県神栖市波崎3636番地１、旧住所千葉県銚子市東小川町3012番地の１
債務者　神田　　清
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第３７９号
埼玉県川口市芝東町10番１号　ホワイトコーポラス306号
債務者　山口　好幸
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６９号
さいたま市大宮区上小町397番地　メゾンジュネス202
債務者　久嶋　　康
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松島　俊行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９９４号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目35番15号　西口方、前住所神戸市中央区二宮町４丁目23番18号ときわ布引ハイツ202号
債務者　竹内　俊彦
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０２７号
大阪市西淀川区大和田３丁目３番９号　大和田ローズマンション303号室
債務者　藤本菜緒子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　好美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１３１号
大阪府高槻市緑町17番10号
債務者　梅園　和弘
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１９号
さいたま市南区内谷５丁目27番９―302号
債務者　市川　喜久
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３８１号
堺市堺区楠町３丁４番７号、住民票上の住所堺市堺区八幡通１丁９番地３
債務者　**德**永　宏美
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係